

1 . 件 名 : 日本原子力研究開発機構の原子力災害対策特別措置法に基づく届出における公印の押印について及び原子力防災訓練における機構本部の関与について

2 . 日 時 : 令和2年9月7日 16:00 ~ 16:52

3 . 場 所 : 原子力規制庁3階 室内会議卓

4 . 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官、落防災専門官、前澤専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 危機管理課長 他2名

5 . 要 旨

日本原子力研究開発機構から、原子力災害対策特別措置法に届け出について、令和元年7月以降公印を省略して届出を実施してきたが、令和2年8月21日付けの原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書の届出にあたり、公印を押印した上で届出がされたことについて、資料1に基づき説明があった。

原子力規制庁から、令和7月からこれまで公印省略で届出された届出書21件について、真正性の説明については理解したが、日本原子力研究開発機構内の手続きの適正性について確認するため、回議書類全件について原子力規制庁により現物確認を行う旨伝えた。

また、今回の不適合が発生した原因分析が不足しており、再発防止策が講じられているとは認められないため、原因分析を実施し、その上で再発防止策について再度説明するよう求めた。

日本原子力研究開発機構からは、原因分析を実施し、再発防止策を説明するとのことだった。

また、日本原子力研究開発機構から、第12回原子力防災訓練報告会(令和2年7月28日)及び第19回原子力規制委員会(令和2年8月19日)において、原子力事業者防災訓練に対する機構本部の関与について意見があったことから、資料2に基づき関与の状況と今年度の対応方針について説明があった。

原子力規制庁から、日本原子力研究開発機構の6拠点における事業者防災訓練について、拠点と機構本部間の情報共有に課題があるとの認識から、今年度要素訓練の早期の段階より機構本部が関与に取り組むことは理解したが、ERCに伝えるべき情報が何かを理解し、拠点が自発的改善を

実施するための対策について、対策の目的が明確に分かるよう資料に追記するよう伝えた。

日本原子力研究開発機構は、追記して提出することだった。また、今年度の最初の訓練である核燃料サイクル工学研究所の訓練から取組みの成果がでるようにしたいとのことだった。

6 . その他

- 配布資料：資料 1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出における公印の押印について（日本原子力研究開発機構）
- 資料 2 原子力防災訓練における機構本部の関与について（日本原子力研究開発機構）